

異なる課税方式の選択について

【申告期限】

原則として当該年度の納税通知書(給与所得者の特別徴収がある方は特別徴収税額の決定通知書)が送達されている場合は、所得税と異なる課税方式の選択はできません。

普通徴収により納付している方:当該年度の6月上旬

特別徴収されている方:当該年度の5月中旬

※普通徴収納税通知書・・・住民税が年金からの天引き・納付書・口座振替

特別徴収納税通知書・・・住民税が給与からの天引き

※当該年度の申告期限(もしくは納税通知書送達前)までに提出された申告書において選択がされていない場合、確定申告書のとおりとします。

【申告方法】

令和4年度(令和3年分)、令和5年度(令和4年分)の申告では、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択する場合の手続きが簡素化されました。

所得税の確定申告書第二表の「住民税に関する事項」にある「特定配当等の全部の申告不要」または「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」を選択することにより、市・県民税では申告不要を選択したとみなされ、令和3年度まで必要とされた市民税・県民税申告書等の提出は不要になります。

なお、上記の方法以外でお手続きされる場合は、申告期限までに以下の書類をご提出ください。

- (1)市民税・県民税申告書
- (2)確定申告書の本人控(コピー可)
- (3)特定口座年間取引報告書(コピー可)
- (4)本人確認書類(運転免許証や健康保険証等)のコピー